

新潟薬科大学薬学部GPA制度及びCAP制に関する取扱い要項

(趣旨)

- 1 この要項は、新潟薬科大学薬学部におけるグレード・ポイント・アベレージ（成績平均値をいう。以下「GPA」という。）制度の運用に関し、必要な事項について定める。

(目的)

- 2 GPA制度は、透明性の高い成績管理と履修指導、学生の責任のある履修行為の促進、学習意欲の向上を目的として実施する。

(配点)

- 3 新潟薬科大学薬学部授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）第8条第2項に定める成績評価に与えられる数値グレード・ポイント（以下「GP」という。）は、次のとおりとする。

区分	評価	評点	GP	評価基準
合格	S (秀)	90点以上	4.0	授業科目の到達目標を十分達成し、特に優れている
	A (優)	80点以上 90点未満	3.0	授業科目の到達目標を十分達成し、優れている
	B (良)	70点以上 80点未満	2.0	授業科目の到達目標を達成している
	C (可)	60点以上 70点未満	1.0	授業科目の到達目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	60点未満	0.0	授業科目の到達目標を達成していない
	Y (欠)	欠		試験を欠席
	Z (否)	否		出席回数不足により定期試験受験資格なし
	G (放)	放		追再試験受験資格放棄
認定	E (認)	単位認定科目	GP対象外	転学部などにより他学部等で修得した科目を本学部の単位として認定

(算出方法)

- 4 GPAの算出方法は、以下のとおりとする。

- (1) GPAは、履修した授業科目の単位数にGPを乗じ、その合計を履修単位数の合計で除して算出する。
- (2) GPAは、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までの数値とする。

(対象授業科目)

- 5 GPAの対象科目は、履修登録したすべての授業科目とする。ただし、次に掲げる科目は、GPAの対象科目から除外する。

- (1) 新潟薬科大学学則第40条、41条及び42条により、本学の授業科目の履修により修得したのものとして単位認定された科目

- (2) 履修登録取消期間に、学生から別に定める履修取消申請書により申請があった科目

- (3) 履修取消期間を経過した後、休学、病欠欠席等のやむを得ない事由で、学生から履修取消申請書により申請があった科目で、薬学部教務委員会が許可した科目

(学修指導)

- 6 薬学部長はGPAによる成績分布状況を把握し、年間GPAが1.0以下の学生に対し学修指導を行う。

(退学勧告)

- 7 2年連続で年間GPAが1.0以下の場合、学長は当該学生に退学勧告を行うことができるものとする。

(CAP制)

- 8 CAP制は、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的とするもので、次に掲げる方法で運用する。

- (1) 各年度の履修登録単位数の上限を49単位とする。

(CAP制から除外する科目)

- 9 CAP制には、次に掲げる授業科目は含まないものとする。

- (1) 5の(2)(3)に掲げる科目

- (2) 4年次後期、6年次前期における臨床実務実習

(その他)

- 10 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

- 11 この要項の改廃は、薬学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、平成27年7月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年9月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。